

4 がんとの共生（がんとともに生きる人への支援）

（１）がん患者及びその家族等への支援

がん患者の多くは、身体的苦痛を抱えるとともに、がん患者の家族等も含め、精神心理的苦痛・社会的苦痛も抱えています。

こうした中、国は様々ながんに関する情報の収集・分析・発信など、相談支援と情報提供を行ってきましたが、がん患者及びその家族等のニーズは多様化していることから、ピアサポートなどを含めた、更なる相談支援体制の充実が求められています。

① 相談支援

市は、がんの治療を受ける上での不安や悩み、療養生活、治療と仕事の両立等、がんに関する相談支援が適切に対応できるように、各団体の相談窓口及びホームページ等の情報提供を行います。

横須賀共済病院「がん相談支援センター」

https://ykh.kkr.or.jp/toku_gan/sodanshien.html

時 間：月曜日～金曜日 9：00～16：00

（祝祭日・年末年始（12/29～1/3）・創立記念日（3月第2週金曜日）は休み）

電 話：046-822-2710（代表） 内線2576

まずはお電話で「がん相談について」とお話しください。原則予約制です。



衣笠病院 ホスピス・緩和 なんでも相談

<https://www.kinugasa.or.jp/palliative/consultation/>

毎月 第1・第3水曜日 9：00～11：30

電 話：046-852-1182（医療福祉相談室）



ハローワーク横須賀

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-yokosuka.html>

開庁時間：8：30～17：15（土日祝日・年末年始を除く）

電話：046-824-8609（43＃）



ハローワーク横浜 長期療養者職業相談窓口

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/marumaru/tyouki-ryouyou.html>

電話：045-663-8609（48＃）

※その他の神奈川県内ハローワークにおいても相談を承っております。



② 情報提供

がん患者やその家族のがんに対する不安や疑問に適切に対応するため、市はがんに関する正しい知識の普及啓発や、分かりやすい情報を、インターネットやSNSを活用した広報など、世代に応じた方法で提供し、各病期におけるがん患者やその家族に対して、適切な相談体制を整備します。

がん情報サービス（国立がん研究センター運営サイト）

<https://ganjoho.jp/public/index.html>

がんに関する各種情報や統計が閲覧できるほか、わかりやすい書籍やパンフレットなども閲覧・ダウンロードできます。



かながわのがん対策

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/ganntaisaku-top.html>



防がんMAP 神奈川県版

県では、がん患者やその家族が、必要なときに正しい情報を入手できるツール「防がんMAP 神奈川県版」を公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/bouganmap-top.html>



神奈川県

防がんMAP 神奈川県版

がんになったときに情報の迷子になるのを防ぐために信頼できる情報を集めました。

① 治療期の医療機関選び 診断・治療をどこで行うかは大きな関心事です。代表的な病院のリストや治療法を相談するセカンドオピニオンについて。	② 相談先 悩みによってどこに相談すれば良いかを項目ごとにまとめています。	③ 関わりかた・向き合いかた 患者さんを含む周りの人との関わりかたや向き合いかたに悩む人は少なくありません。	④ 仕事(就労)・お金 治療費や生活費に不安を感じる人は少なくありません。就労支援や公的制度を中心に紹介しています。
---	--	---	---

がん検診

精密検査

診断

治療

副作用対策・緩和ケア・リハビリテーション・口腔ケア

治験・臨床試験 がん・ゲノム医療

手術

抗がん剤

放射線治療

妊娠性温存

治療病院からの連携

⑤ 生活(食事・運動・移動・外見の変化に対するケア) より良い生活のためには、食事・運動といった生活習慣を意識することも重要です。	⑥ 災害時の備え(防災) 地震などの災害が発生すると、通常の診療を受けられなくなる場合があります。日ごろから備えておくことが大切です。	⑦ 保険診療外の治療(民間療法・補完代替療法) がん治療などで行う標準治療以外の様々な治療や、健康食品などを取り入れる人もいます。検討時は、病院のスタッフにも相談しておきましょう。	⑧ 問い合わせ先 神奈川県がん・疾病対策課 電話：045-210-5015
--	--	---	--

③ がん患者団体・ピアサポーター等との連携

がん患者やその家族をサポートする市民団体では、看護師が同席し、がん患者、家族、遺族が集まり医療情報の交換や、悩み、家族のサポートなどについて語り合い、がんについての相談ができます。

市は、がん患者団体やピアサポーターがこころの不調を抱える方や自殺のおそれがある方に気付いたときには、適切な支援先につなぐことができるよう、各団体と連携を図ります。

横須賀共済病院「がん相談支援センター」

https://ykh.kkr.or.jp/toku_gan/sodanshien.html

時 間：月曜日～金曜日 9：00～16：00

(祝祭日・年末年始(12/29～1/3)・創立記念日(3月第2週金曜日)は休み)

電 話：046-822-2710(代表) 内線2576

まずはお電話で「がん相談について」とお話しください。原則予約制です。



【市内患者会】

NICO.yokosuka

<https://www.instagram.com/nico.yokosuka/>

連絡先 鈴木

E-mail: nico.yokosuka.2525@gmail.com

乳がん患者会を、横須賀共済病院やみ～なの家で開催しています



よこすか・やすらぎの会

<https://yokosukayasuragi.jimdofree.com/>

連絡先 佐藤

電 話：080-3007-6826

E-mail: kiyoe1947@gmail.com



【その他のがん患者会の登録団体情報について】

神奈川県「がんサポートハンドブック」を参照ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/ken-torikumi/sapohan.html>)



【がんサポートハンドブック】

(2) 就労を含めた社会的な問題への対策

就労可能な年齢のがん患者が増加しており、就労・経済面等を含めた、社会的な問題に直面しているがん患者も多くいることから、働く世代のがん患者に対する支援が必要です。

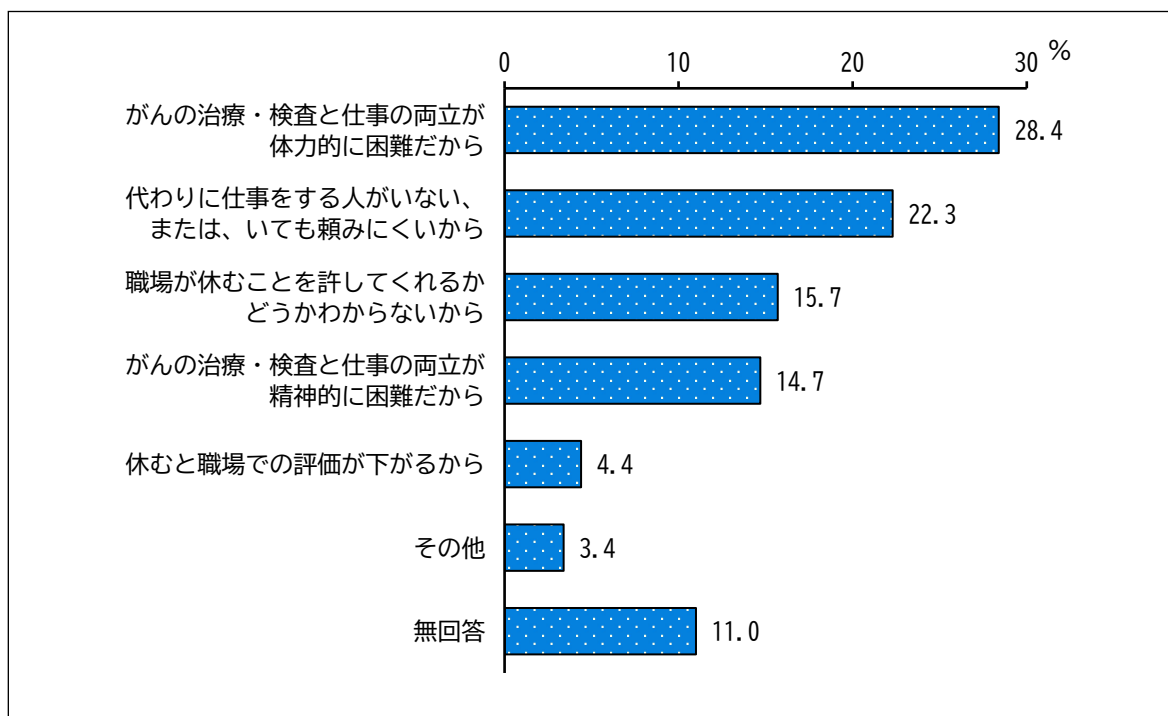
① 就労支援

内閣府の調査によると、仕事と治療等の両立を困難にする最大の要因として「代わりに仕事をする人がいない、またはいても頼みにくいから」、「職場が休むことを許してくれるかどうか分からないから」など、職場環境に関することをあげた人は合計42.4%に上りました。

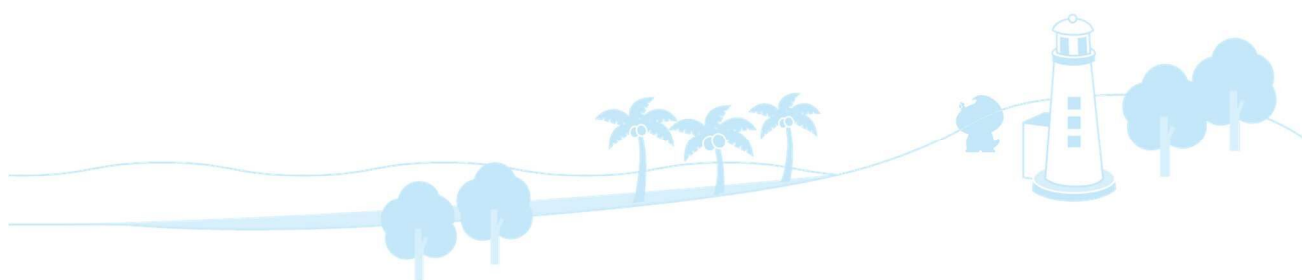
疾患を抱える従業員に働く意欲や能力があっても、治療と仕事の両立を支援する環境が十分に整っておらず、働き続けること、あるいは休職後の復職が困難な状況にあります。

また、市民アンケートでは、「がんにかかっても働き続けたい・働き続けたかった」と考える人の割合が44.4%と高い結果でした(27ページ参照)。

仕事と治療等の両立を困難にする最大の要因



資料：内閣府 がん対策に関する世論調査の概要より作成



就労を希望するがん患者を支援する体制や、がん患者雇用に積極的な企業の増加、がん患者の人材価値を向上または保障する取り組みが求められます。

国は、企業の意識改革と受け入れ体制の整備を進めるため、助成金の活用促進やポータルサイトによる情報発信、シンポジウム等を行うとともに、都道府県労働局を事務局とした「地域両立支援推進チーム」を設置し、地域における関係者のネットワーク構築を図っています。また、がん患者が同じ職場で働き続けるためには、事業所が、がんの治療と職業生活を両立できる体制を整備している必要があることから、その体制を整備する事業所の増加に向けた支援事業を進めています。

がん診療連携拠点病院及び神奈川県がん診療連携指定病院の「がん相談支援センター」すべてにおいて、がん患者の「仕事」と「治療」の両立を支援するために、社会保険労務士による無料相談を行っています。市内ハローワークでも就労に関する個別相談ができます。

【相談先】

ハローワーク横須賀

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-yokosuka.html>

開庁時間： 8：30～17：15 （土日祝日・年末年始を除く）

電話： 046-824-8609（43＃）



ハローワーク横浜 長期療養者職業相談窓口

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/marumaru/tyouki-ryouyou.html>

電話： 045-663-8609（48＃）

※その他の神奈川県内ハローワークにおいても相談を承っております。



【情報】

厚生労働省 仕事と治療の両立支援

がん患者・経験者の両立支援の推進について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/gan/gan_byoin_00008.html



厚労省 長期療養者就職支援事業（がん患者等就職支援対策事業）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065173.html>



事業主の皆様へ



医療機関の皆様へ



就労支援担当者向け



② アピアランスケア（外見が変わっても、安心して自分らしく生活できるよう支えるケア）

がんの治療に伴う身体的苦痛として脱毛や乳房の切除、皮膚の変化などが、上位に挙げられています。こうした外見の変化が、就労など社会生活を送るうえでの悩みとつながることがあるため、アピアランスに対するケアが注目されています。

市民アンケートでは、がん治療に関連した事柄、話題について関心があるものとして、「がん患者のアピアランスケア」が挙がっています。がん患者が社会とつながりを持ちながら自分らしい生活を送れるよう、アピアランスに関する相談支援、情報提供が必要です。

市では、令和6年（2024年）6月より抗がん剤治療に伴う副作用から生じた脱毛症状によりウィッグが必要な人を対象にウィッグ購入費助成事業を開始しました。



市のがん患者ウィッグ購入費助成事業

助成の対象となるもの	ウィッグ（全頭用、部分用、毛付き帽子）及び装着に必要なネット ※ケア用品は対象外
助成の対象となる人	次のすべてに当てはまる人 ・申請日現在、横須賀市に住民登録がある方 ・抗がん剤治療に伴う副作用から生じた脱毛症状により、ウィッグが必要な人 ・他の公的なウィッグ購入費用の助成を受けていない人 ・市税に滞納がない人 ・横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）に規定する暴力団員等ではない人
助成金額	上限3万円（対象者1人につき1回限り）
申請方法	申請書類を横須賀市民生局健康部健康管理支援課の窓口へ直接提出または郵送で提出
事業の詳細や問合せ 申請書ダウンロード	民生局健康部健康管理支援課 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3135/kenshin/20240509.html 住所：〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目38番地11 ウェルシティ市民プラザ3階 電話：046-822-4307 FAX：046-845-6871



市はこれからも、当事業の周知を行い、患者やその家族に寄り添い、がんとの共生を支援していきます。

③ がん患者の精神面のサポート（自殺対策）

がんと診断された人は、大きな不安やストレスを抱えます。また、周りの家族も様々な悩みを抱えます。がん患者やその家族に対し、医療面だけでなく、がんと向き合うための心のケアを含めたサポートを行うことが大切であり、地域の医療機関、関係団体などが一体となって、地域におけるがん患者を支援する仕組みづくりが必要です。

市は、気持ちが落ち込む・眠れない、身近な人には話せないが誰かに話したい悩みを抱えている方のための相談窓口を設定しています。匿名で相談いただけます。

【横須賀市】

横須賀市ホームページ こころの健康

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/kenko/kenko/kokoro/index.html>



横須賀こころの電話

やさしいダイヤル こころよまるくなーれ
電話：046-830-5407

受付時間（年中無休）	
平 日	16：00～23：00
土・日・祝日	9：00～23：00
毎月第2水曜日	16：00～翌朝6：00



相談窓口紹介冊子「よこすか心のホットライン」

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3170/katabami/hotline.html>



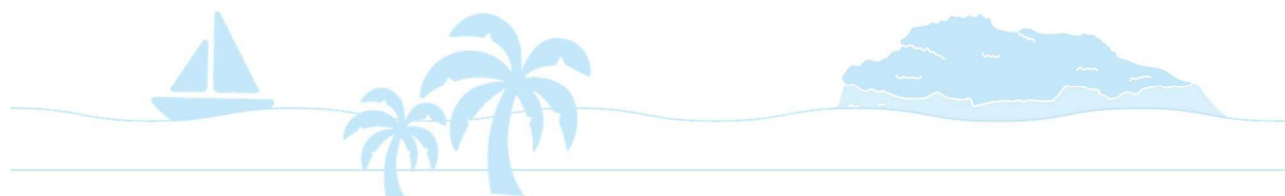
【厚生労働省】

あなたのいばしょ チャット相談

（厚生労働省支援情報検索サイト登録窓口）

<https://talkme.jp/>

24時間365日、誰でも無料、匿名



④ その他の社会的な問題について

がん患者におけるその他の社会的な問題は、下記のように多岐にわたります。

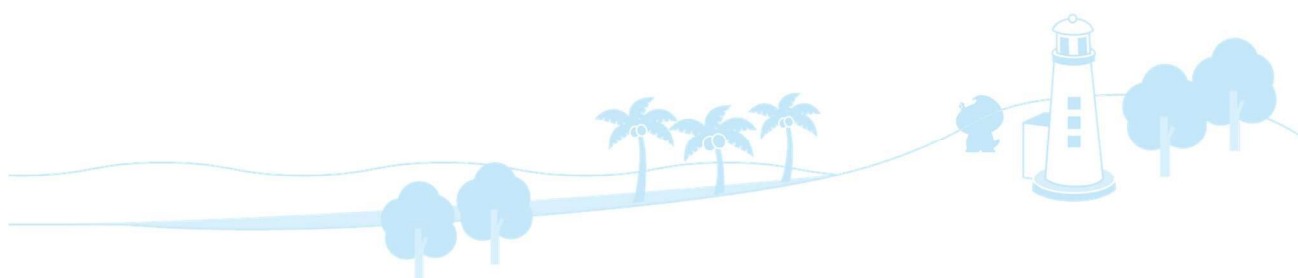
- 高額な医療費の負担、患者やその家族等の離職・休職に伴う収入の減少等経済的な問題
- 介護負担、介護疲れ、介護離職、ヤングケアラーの問題等、患者の家族の負担の問題
- 周囲がこれまで通りの生活は無理だろうと勝手に判断することによる不利益な扱いや社会からの孤立、本人が感じる疎外感、がん治療への理解のなさによる就労困難等のがんに対する偏見の問題

また、障害等がある患者が受診の遅れからがんの発見が遅れたり、障害年金等の制度が利用可能なことを知らず、支援につながらなかったなど、必要な人に情報が届かない場合があることも指摘されています。

どこに相談したらよいかわからない、様々な問題を抱えている人へ、「まずは抱え込まず、相談してください」と呼び掛けています。相談することで、必要なサービスやサポートにつながるができます。

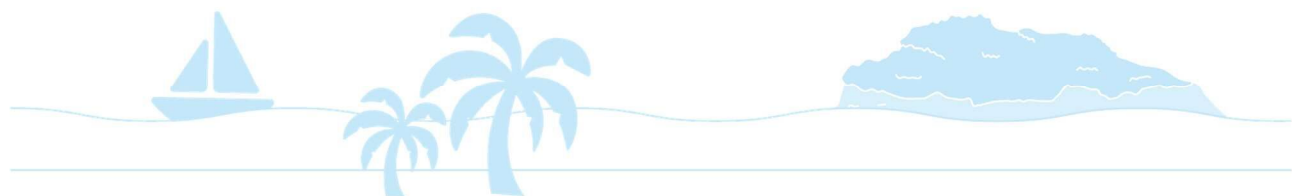
がん相談支援センターでは、がん患者に必要な社会資源についてや、患者同志の情報交換の場などについて聞くことができます。市のほっとかん(福祉の総合相談窓口)では、年齢を問わず、相談を受け、市が行う支援サービスなどを案内します。

偏見を恐れ、「がん患者である」と言えない人もいます。市は、このようながんに対する「偏見」を払拭し、正しい理解につながるよう、民間団体や患者団体等と連携し、普及啓発に努めてまいります。



療養生活を支援する制度

要介護認定	介護が必要となった場合、要介護認定を受けることにより、介護サービスを、所得に応じて1割から3割の自己負担で利用することができます。 【問合せ先】 ・最寄りの地域包括支援センター ・介護保険課 認定係 電 話：046-822-8310 FAX：046-827-8845
高額介護サービス費	介護サービス利用における1か月に支払った利用者負担の合計額が、負担の上限を超えた場合、申請により上限額を超えた分が払い戻されます。 【問合せ先】 介護保険課 電 話：046-822-8253 FAX：046-827-8845
生活保護	病気で仕事ができない、収入が少ないといった理由で生活に困っている方へ、その状況に応じ必要な支援を行う制度です。 【問合せ先】 生活支援課 面接相談係 電 話：046-822-8519 FAX：046-822-9962
傷病手当金	会社員や公務員の方が、病気などで働けなくなったときに、生活を支えるための制度です。 【問合せ先】 ・加入している公的医療保険の窓口
高額療養費制度	医療機関や薬局の窓口で支払った医療費（差額ベッド代、入院中の食事代などは除く。）が、1か月間（1日から月末まで）で一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、申請により、その超えた金額の払い戻しを受けることができます。また、事前に申請して「限度額適用認定証」の交付を受けていれば、限度額までの支払いで済ませることができます。 【問合せ先】 ・あなたの加入する公的医療保険の窓口 ・国民健康保険の方⇒ 健康保険課 給付係 電 話：046-822-8232 FAX：046-822-4718
身体障害者手帳	身体に障害が残った方の日常生活の不自由を補うために、さまざまな助成・支援を受けられるようにするものです。（例）永久的なストマ（人工肛門等）の造設、咽頭部摘出等 【問合せ先】 障害福祉課 電 話：046-822-8248 FAX：046-825-6040
障害年金（障害基礎年金 障害厚生年金）	病気などで重度の障害が残った65歳未満の方に、年金を早くから支給する制度です。人工肛門の造設や、咽頭部摘出を受けた方などが受給できることがあります。 【問合せ先】 ・障害基礎年金（1級・2級）：年金事務所 電 話：046-827-1251 FAX：046-827-2200 ・障害厚生年金（1級～3級）：年金事務所（連絡先同上）または職場の共済組合事務局



コラム

「ヤングケアラー」という言葉をご存じですか？

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことで、中高生の17人に1人が該当するといわれます。本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、彼らは家事や家族の世話をしています。

子どもが家事や家族の手伝いをすることは、ごく普通のことだと思われ、これまで見過ごされがちでしたが、令和6年(2024年)6月法改正があり、子ども・若者育成支援推進法に支援に努めるべき対象として「ヤングケアラー」という言葉が明記されました。まわりの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、そして本人も自分の状態に気づき、周囲の大人に相談することが大切です。

【ヤングケアラーについて】

子ども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>



神奈川県 かながわケアラー支援ポータルサイト

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html>



【相談】

(支援ポータルサイト)

予約不要・匿名可。電話・LINEともに祝日・休日・12月29日～1月3日を除く。

●電話：045-212-0581

相談日：水・金曜の10:00～20:00・日曜の10:00～16:00

●LINE:ID「@kana-youngcarer」 [友達追加はこちらから](#)⇒

相談日：月・火・木・土曜の14:00～21:00



(LINE)

横須賀市 ほっとかん(福祉の総合相談窓口)

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2610/hottokan/hottokan.html>

時間：平日の8:30～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

電話：046-822-9613 FAX：046-827-8158

LINE：(相談受付は24時間)



(ほっとかん)

「福祉」→「よこすか福祉LINE相談」からご相談ください。

(「福祉」をタップしてください。)

[友達追加はこちらから](#)⇒



(LINE)



(3) ライフステージに応じた支援

がんは、特定の世代に発症するわけではありません。また、世代に応じて、がん患者のライフステージごとの特徴や課題は異なります。このため、小児・AYA世代、高齢者の対策など、個々のライフステージに応じた支援を推進していきます。

① 小児・AYA世代への支援

小児がんとは0歳から14歳の小児期発症のがんを言います。AYA世代とは、Adolescent and Young Adult(思春期・若年成人)の頭文字をとったもので、主に、思春期(15歳以降)から30歳代までの世代を指しています。

日本における0歳から14歳の小児期発症のがん患者は年間約2,000人程度、15歳から39歳のAYA期発症のがん患者は、15歳から19歳、20歳から29歳、30歳から39歳の順に増加し、2万人強程度と推定されています。小児期発症のがん患者は全体の約0.2%、AYA期発症のがん患者は約1%から3%といわれており、いずれも稀(まれ)ながんと言えます。

幼児期のこどもは、周囲のただならぬ雰囲気から、自分に大変なことが起きているということを感じ取ることがあります。小学生以上になれば、親と同様に「がん(腫瘍)」という言葉から、命に関わる病気かもしれないと感じるこどももいます。今起きていることや、これから起きることがわからない上に、体調も悪いとなると、こどもはとても不安になります。不安が高まると、いろいろなことに敏感になり、痛みを感じやすくなったり、寝付きが悪くなったりすることがあります。

AYA世代は、多くの人にとって親から自立したり、生活の中心が家庭や学校から社会での活動に移行したりしていくなど、大きな転換期を迎える時期でもあります。このような時期にがんと診断されると、心身にさまざまな影響を受けることがあります。また、成人のがんに比べて情報が少なく必要な情報を見つけることが難しいなど、不安を抱く人も少なくありません。

検査や入院で学校や会社等の社会生活から切り離された生活を余儀なくされることにより、こころの問題、保育・就学・就労・自立等の様々な問題が起こる可能性があります。後遺症が残る場合もあり、長期的な支援体制が必要です。

また、親も精神的な衝撃を受ける中で治療について理解し、こどもに伝え、判断していかなくてはなりません。看病のために離職する親もいます。兄弟児のケアが必要な場合もあり、心と体に大きく負担がかかり、支援が必要です。

参照：・がん情報サービス(国立がん研究センター)・AYA世代のがんについて
・国立がん研究センター・「AYA世代のがんとくらしのサポート」

県ではがん相談支援センターを設置し患者及びその家族を支援しています。

また医療従事者と連携して小児・AYA世代のがん患者が必要な教育と適切な治療を受けることができる環境づくり及び体制づくりを検討し、入院中や自宅療養中の県立学校の生徒に対し、ICT機器を活用した遠隔事業による学習の機会を確保する事業を進めています。

市は、関係機関と連携し、がんと生きる小児・AYA世代の患者やその家族が孤独にならないよう、情報提供を行うほか、個々の状況に応じて相談機関等につなげる等、必要な支援が受けられるようにします。

小児・AYA世代のがん患者やその家族に対する相談先やサイト

AYA世代のがんとくらしサポート こころとからだ

<https://plaza.umin.ac.jp/~aya-support/mind-body/mab01/>



神奈川県立こども医療センター小児がんセンターホームページ

<https://kcmc.kanagawa-pho.jp/shounigancenter/>

住所：神奈川県横浜市南区六ツ川 2-138-4



(小児がんセンター)



(小児がん相談支援室)

【小児がん相談支援室】

<https://kcmc.kanagawa-pho.jp/shounigancenter/support/consultation.html>

時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（休診日を除く）

電話：045-711-2351（代表）「小児がんの相談です」とお伝えください。

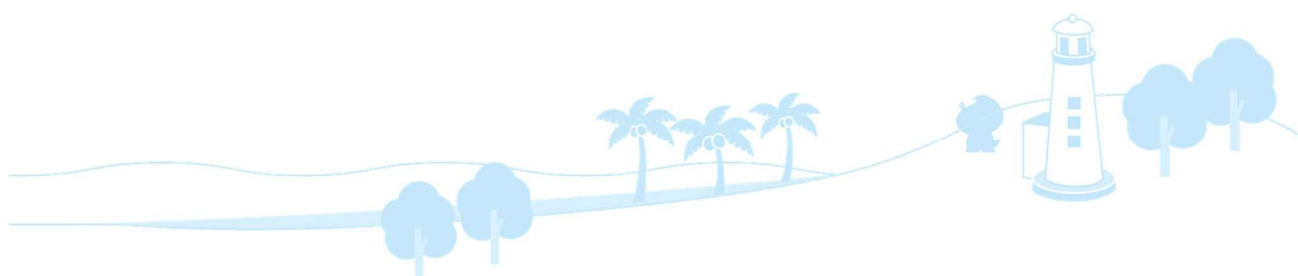
E-mail: shounigan.1591@kanagawa-pho.jp（お急ぎの場合はお電話をお願いします）

あなたの未来を見つけに行こう！

慢性疾病のり患する児童の健やかな成長と自立を支援するWEBサイトです。

神奈川県 福祉子どもみらい局子どもみらい部 子ども家庭課 家庭福祉グループが運営しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1395/anatanomirai/feature/feature4.html>



② 高齢者への支援

【高齢者のがん治療】

高齢のがん患者は、複数の併存症をもっている割合が高く、臓器機能が低下していることも多いため、がんの治療により合併症が発生しやすい、副作用が遷延しやすいなどの傾向があります。その一方で、全身状態が良好である高齢者においては、若い患者と同様の治療効果が期待できるため、高齢という理由だけで治療の対象から除外すべきではないとも指摘されています。そのため、高齢患者に対してがん治療を行う際、その患者の全身状態と余命を考慮し、治療を行うリスクとメリットのバランスを検討することが求められます。（がん情報サービスホームページより）

がん診療連携拠点病院・指定病院では、高齢のがん患者の退院先として紹介できる医療機関や介護施設等の情報を分かりやすく提供できるように工夫し、がん患者やその家族が、提供された情報をもとに自らの視点で退院先を選択できるような対応に努めています。

がん診療連携拠点病院について → 71ページへ

令和2年度（2020年度）に行われた国勢調査によると、市内の世帯の約半数に、1人以上の高齢者がいます。このうち58.8%が高齢者夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯など、構成員が高齢者のみの世帯で、その数は年々増加し続けています。

市では、高齢者とその家族が孤立せず、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいます。福祉の総合相談窓口「ほっとかん」や高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターを案内し、わかりやすい相談・支援体制に努めています。

ほっとかん（福祉の総合相談窓口）

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2610/hottokan/hottokan.html>

時 間：平日の8：30～17：00（土日祝日・年末年始を除く）

電 話：046-822-9613 FAX：046-827-8158

LINE：（相談受付は24時間）

「福祉」→「よこすか福祉LINE相談」からご相談ください。

友達追加はこちらから⇒



（ほっとかん）



（LINE）

また、医療・介護関係者等の連携を深め、高齢者本人とその家族を支えるネットワークが充実し、市民の方が安心して在宅療養をすることができる体制の整備を推進しています。

在宅療養について → 99ページへ

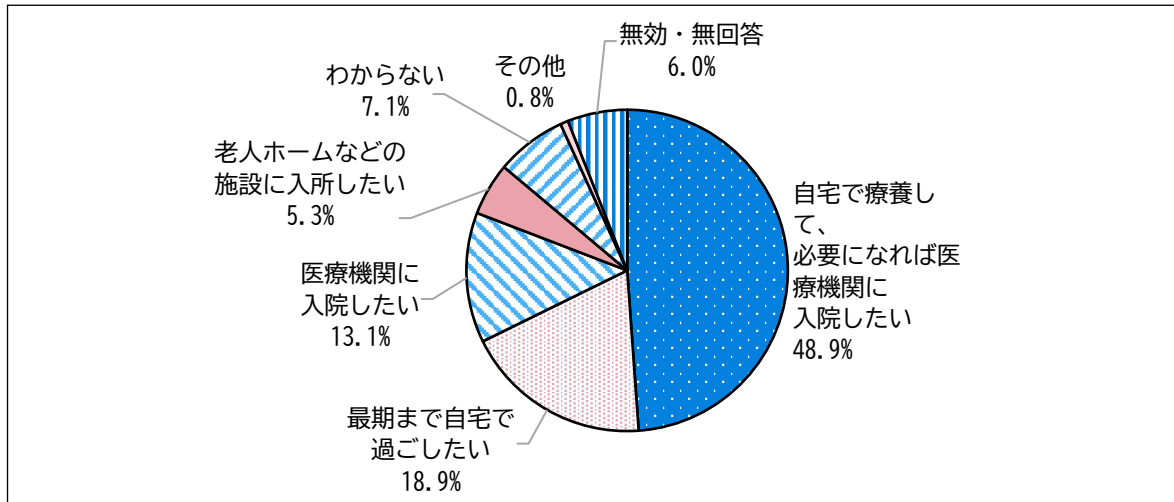


【人生の最期の時期の過ごし方（終末期の支援）】

令和4年度(2022年度)に実施された高齢者福祉に関するアンケート調査によると、人生の最終段階において、最期まで自宅で過ごしたい人の割合は18.9%、自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい人の割合は48.9%となっており、全体の67.8%の人が、人生の最終段階を自宅で過ごしたいと考えていることがうかがえます。

(令和6年(2024年)2月策定 横須賀市高齢者保健福祉計画より)

最期はどこで過ごしたいか

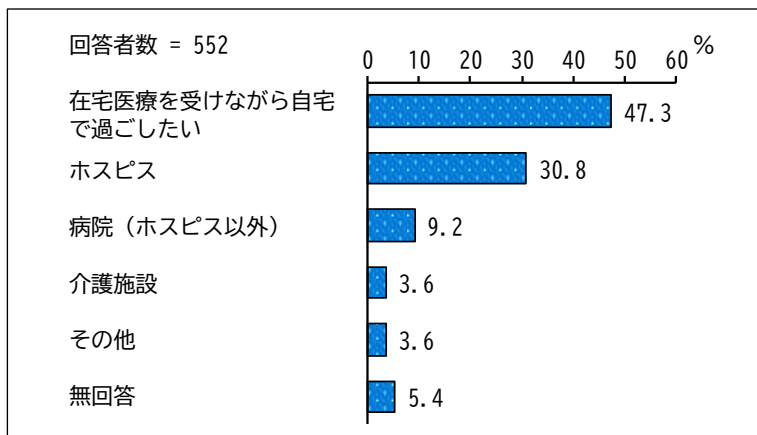


資料：横須賀市高齢者福祉・介護保険に関するアンケート調査（令和4年11月）より作成

また、令和6年(2024年)2月に行った「横須賀市がん対策推進計画」の策定にかかる市民アンケート調査によると、がんで回復の見込みがないと診断された時の療養先として、自宅で過ごしたい人の割合は47.3%、ホスピス※で過ごしたいと回答した人は30.8%でした。

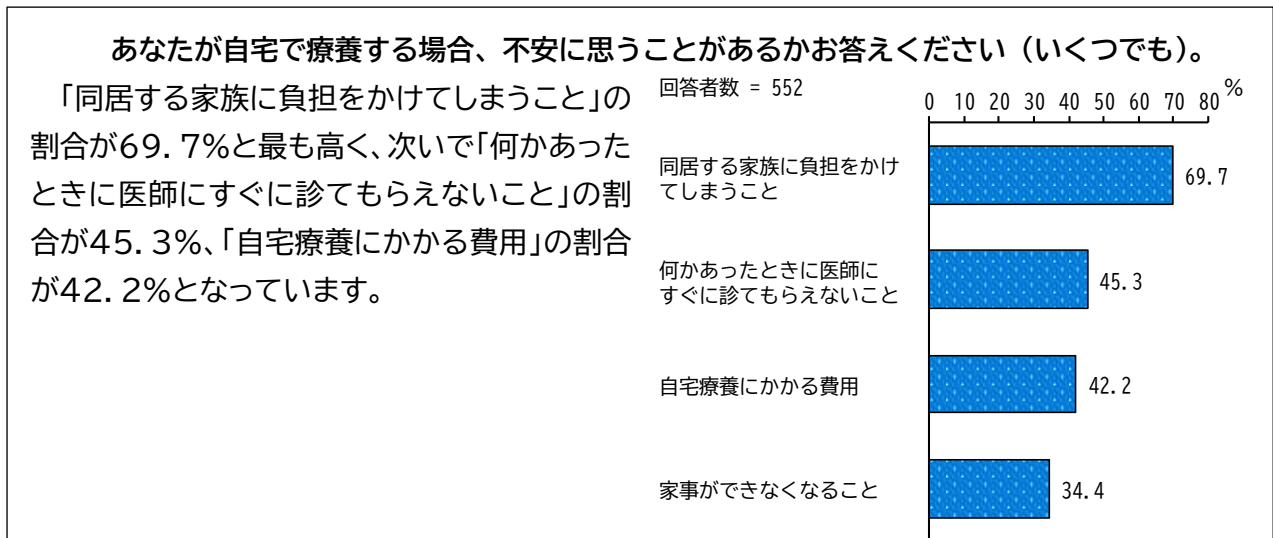
さらに、「自宅で療養する場合、不安に思うこと」には「同居する家族に負担をかけてしまうこと」と答えた人が69.7%、「何かあったときに医師にすぐ診てもらえないこと」と答えた人が45.3%に上りました。在宅療養を希望する場合でも家族への負担や急変時等の不安があることがうかがわれます。

※ホスピス：治癒が難しくなった患者が穏やかに生活できるよう支援する施設。症状を和らげる治療や心のケアを行い、患者とその家族が安心できる環境を提供する



最後に迎える時までの間を
どこで過ごしたいですか？

資料：横須賀市高齢者福祉・介護保険に関するアンケート調査（令和4年11月）より作成



資料：横須賀市高齢者福祉・介護保険に関するアンケート調査（令和4年11月）より作成

市では、在宅生活の不安を減らし、安心して在宅療養や在宅看取りを選択できる体制を整備するとともに、在宅療養、在宅看取りに関する市民啓発等の取り組みを充実させていきます。

市の在宅療養・在宅看取りに関する市民啓発の取り組み

取り組み	内容	リンク
市民啓発イベントの開催	年1回、専門家による講演会等のイベントを開催	
冊子の発行	在宅療養ガイドブック・横須賀版リビング・ウィルの発行	
在宅医療対応診療所の紹介	横須賀市医師会ホームページで訪問診療をする医療機関が検索できます。	
歯科診療所の紹介	横須賀市歯科医師会では在宅医療対応歯科診療所を紹介しています。	

【在宅療養ガイドブックvol.1（左） / vol.2（中央）】

【横須賀版リビング・ウィル（右）】



市の終末期支援の取り組み

取り組み	内容	リンク
わたしの終活（終活情報登録伝達）事業	生前に緊急連絡先やかかりつけ医などをご登録いただき、万一の時、病院・消防・警察・福祉事務所や本人指定の方からの問い合わせに市がお答えして、本人の意思の実現を支援します。	
エンディングプラン・サポート事業	低所得で資産も少なく、一人暮らしで頼れる身寄りがない高齢者等の終活支援を行います。	
介護者への支援	心理相談員（臨床心理士）に相談できる「高齢者・介護者のためのこころの相談」を開催しています。	

【緩和ケア病棟（ホスピス）という選択】

緩和ケア病棟（ホスピス）とは、治癒が難しくなった患者が穏やかに生活できるよう支援する施設です。症状を和らげる治療や心のケアを行い、患者とその家族が安心できる環境を提供します。入院がゴールと考える必要はありません。入院後に症状が安定し、自宅に戻れる方もいます。

市内には、衣笠病院に緩和ケア病棟があります。患者とその家族が、可能な限りその人らしく、快適な生活が送れるよう、様々な専門家によって構成されたチームでケアを提供するほか、ホスピス・緩和なんでも相談を行っています。

衣笠病院
ホスピス・緩和
無料 なんでも相談

★ホスピス・緩和に関する情報を提供します。
★どなたでも相談できます。
★相談時間はあ一人30分～40分です。
★予約の必要はありません。
★ホスピス病棟の看護師が対応いたします。

相談日 時間：9：00～11：30
毎月 第一・第三
水曜日
総合受付でお声がけください

お問合せ 医療福祉相談室
TEL：046-852-1182

衣笠病院 ホスピス・緩和 なんでも相談

<https://www.kinugasa.or.jp/palliative/consultation/>
毎月 第1・第3水曜日 9：00～11：30
電話：046-852-1182（医療福祉相談室）



(4) 緩和ケアの人材育成・普及啓発

緩和ケアとは、病気の症状や治療に伴う痛みや不快な副作用の軽減のみならず、精神的なつらさ、就業や経済的な負担に対する不安などを和らげ、患者やその家族が「自分らしく」過ごせるよう、がんの状態や治療時期に関係なく、幅広い支援を行うものです。

以前は、主に終末期のがん患者を対象としたターミナルケアが中心でしたが、現在では、がんと診断されたときから(早期からの緩和ケア)、積極的治療と平行して実施され、患者やその家族の痛みや悩みなどに的確に応えることにより、生活の質(QOL)[※]を高め、がんと共に存するという積極的なケアとなっています。

がん患者及びその家族の抱える苦痛の軽減のためには、住み慣れた地域での療養など、がん患者の多様なニーズに対応したがん医療体制や介護サービスの提供体制の推進が必要です。

※QOL: Quality of life(クオリティ オブ ライフ)の略。疾患や治療が、患者の主観的健康感(メンタルヘルス、活力、痛み、など)や、毎日行っている仕事、家事、社会活動にどのようなインパクトを与えているか、これを定量化したものである。(出典:厚生労働省審議会資料 中医協 費-224. 10. 31)

① 緩和ケアの人材育成

がん診療連携拠点病院・指定病院では、緩和ケア研修会を実施しています。患者及びその家族の精神心理的・社会的苦痛にも対応できるよう、医師だけでなく、がん診療に携わる全ての医療従事者が緩和ケアについて理解を深めることが必要です。

「緩和ケア研修会e-learning(厚生労働省)」は、事前学習を受講し、ワークショップ部分を「集合研修」(5時間30分以上)で行う形式です。研修を修了した者には「修了証書」が交付されます。

【令和5年度市内の緩和ケア研修会実績】

研修会名 三浦半島地域緩和ケア研修会

日時 2023年12月10日(日) 9:00~17:00

場所 横須賀共済病院

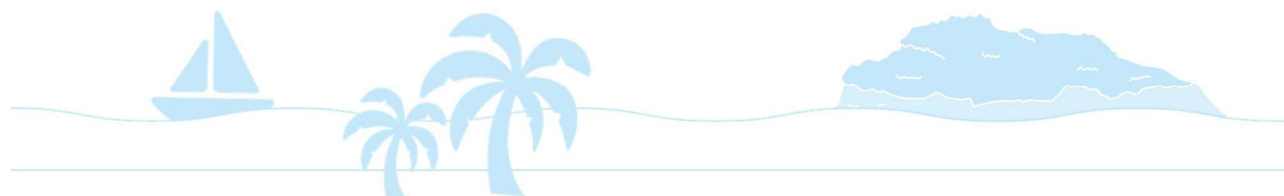
対象者 がん等の診察に関わる全ての医師・歯科医師・医療従事者

※緩和ケア研修会は三浦半島地区では年1回開催されています。

【課題と対応策】

受講者の大半が主催病院のスタッフであることが多く、緩和ケアに精通する人材が地域によりに偏りが出ることが懸念されています。

市は、緩和ケア研修会について、市内の幅広い医療従事者が緩和ケア研修会を受講できるよう周知を行っていきます。



② 緩和ケアの普及啓発

緩和ケアとは、患者やその家族が「自分らしく」過ごせるよう、身体的症状の緩和や精神心理的な問題などへの援助を行うことであり、がんと診断された時からがん治療と同時に行われることが求められていますが、いまだに緩和ケアが終末期のケアと誤解されている状況があるなど、周知が十分ではありません。

市は、地域がん診療連携拠点病院及び緩和ケアを担う医療機関と連携し、緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発を進めます。

③ 在宅緩和ケア・在宅療養支援の推進

【在宅緩和ケア（緩和ケア外来）】

がんで入院する場合の平均入院日数はおおよそ20日以内であり、がんを通院で治療することが一般的になっています。

緩和ケアは、がんと診断されたときから（早期からの緩和ケア）、積極的治療と平行して実施されるべきものであるという認識になり、以前のような終末期の患者のためだけに行われるものではなくなりました。

緩和ケアの知識のあるスタッフが患者やその家族の痛みや悩みなどに的確に応えることにより、がんの治療によるつらさや副作用をやわらげ、その結果、生活の質（QOL）を高め、がんと共存するという積極的なケアとなっています。

地域がん診療連携拠点病院は緩和ケア外来を設置しています。また、緩和ケア病棟（ホスピス）のある病院でも緩和ケア外来を持つ病院が多くあり、担当の医師や看護師、必要に応じ多職種の専門職が支援します。市内では下記の2つの病院が緩和ケア外来を掲げています。

市内で緩和ケア外来のある病院

横須賀共済病院「がん相談支援センター」 https://ykh.kkr.or.jp/toku_gan/sodanshien.html

住 所：横須賀市米が浜通1-16 時 間：月曜日～金曜日 9：00～16：00

（祝祭日・年末年始（12/29～1/3）・創立記念日（3月第2週金曜日）は休み）

電 話：046-822-2710（代表） 内線2576

まずはお電話で「がん相談について」とお話しください。原則予約制です。

※緩和ケア外来受診をご希望の方は、かかりつけ医にご相談下さい

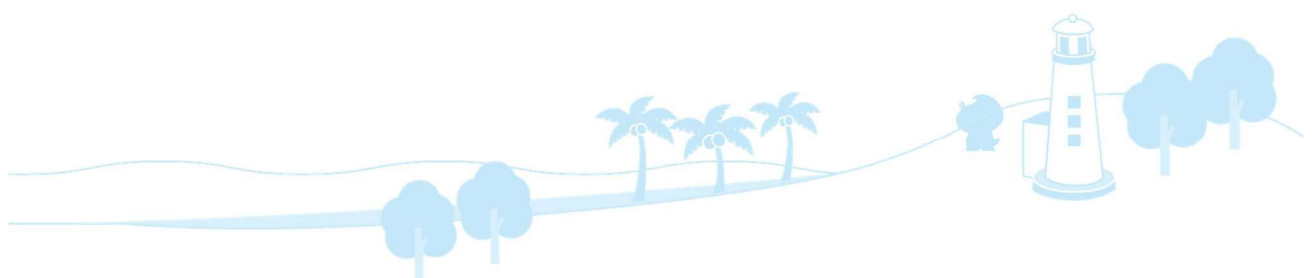


衣笠病院 緩和ケア外来 <https://www.kinugasa.or.jp/palliative/outpatient/>

住 所：横須賀市小矢部2-23-1

電 話：046-852-1182（代表） FAX：046-852-1183

※緩和ケア外来受診をご希望の方は、かかりつけ医にご相談下さい



【在宅療養】

入院期間の短縮化と高齢化の進展に伴い、在宅で療養する患者数は今後増加していくことが予想されています。こうした中、国は切れ目なく質の高い緩和ケアを含めた在宅医療・介護サービスを受けられる体制を整備することを推進しています。

がんの治療を受けつつ在宅療養する際、患者の体調により、様々な専門職の連携した支援が必要になることがあります。

・在宅療養を支える専門職の例 様々な職種が連携して、在宅療養を支えています。

職種	役割
在宅医	訪問診療・緊急時対応・在宅での緩和ケア
訪問看護師	患者の体調のチェック、日常生活のケア、医師の指示による注射や点滴などの処置、本人やその家族への相談支援
ケアマネジャー※	介護サービスについて相談を受け、ケアプラン（介護計画）の作成、必要な介護サービスの手配を行う 在宅療養生活についての相談支援
ホームヘルパー	自宅に訪問し、日常生活の介護や家事支援を行う
薬剤師	薬の飲み方・使い方の説明、薬の管理の支援、副作用や他の薬との併用等薬について相談支援
歯科医師・歯科衛生士	虫歯や歯周病、口内炎などの口内の治療やケア
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	日常生活を送る上での基本的な動作の回復や機能低下の予防支援、福祉用具等の助言、家族への介助方法の指導
管理栄養士	栄養状態の把握や栄養指導、調理指導、疾病に応じた食事指導、食事療養に関する相談支援

※対象は、65歳以上または40歳～64歳で回復見込みのない方です。

【歯科医師会・薬剤師会による在宅療養支援】

在宅歯科医療連携室（横須賀市歯科医師会） http://www.yokosukashi-yda.or.jp/houmon/ 歯科医院への通院が困難になった市民の方に、連携室が「仲介役」となり、訪問歯科診療を行っている地域に根差した歯科医院をご紹介します。 時 間：10：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く） 電 話：046-823-0022 FAX：046-823-0057 E-Mail：zaitaku@yokosukashi-yda.or.jp	
在宅支援薬局ネットワーク（横須賀市薬剤師会） http://www.y-pa.or.jp/network/ 在宅療養をする患者さん宅へ訪問し、薬のお届け・管理をし、相談に乗る薬剤師がいる薬局のネットワークです。 （ご利用方法） ①まず、ご利用の薬局に訪問可能かご相談ください。 ②かかりつけの薬局がない方は、横須賀市薬剤師会ホームページより訪問可能な薬局の一覧をご覧ください。右記の二次元コードまたはURLをご利用ください。 ③ホームページの薬局リストが見られないなどお困り方は、横須賀市薬剤師会事務局までご相談ください。 時 間：9：00～15：00（土日祝日・年末年始を除く） 電 話：046-823-8832 Fax：046-827-4559	

【市における在宅療養を支える多職種連携の取り組み】

患者さんが住み慣れた地域で安心して在宅療養を続けられるよう、医療・介護関係者等の多職種連携を進めています。

取り組み	概要
入退院時の多職種連携	病院から退院し、在宅療養へ移行する場合、退院前に病院のスタッフと在宅療養を支援する医療・介護関係者が集まり、会議（カンファレンス）が開かれます。退院後安心して在宅療養できるよう具体的な話し合いをします。
在宅患者入院支援登録システム（横須賀市医師会）	在宅療養している患者さんが急な病状悪化や検査・治療などが必要な時に入院できるよう、事前に協力病院に登録しておく制度です。在宅訪問診療をしている医師が、患者さんと相談しながら情報を登録します。
地域ケア会議及び在宅療養連携会議の開催	医療関係者と介護関係者の顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取り組みを検討していくため、市・医師会、他医療と介護の関係団体が参加し、多職種の連携強化を図っています。
人材育成のための研修・セミナーの開催	在宅医療に取り組む医療職・介護職向けの研修やセミナーの開催や、多職種連携セミナーを開催しています。
在宅療養ブロック連携拠点の設置	市内を4つのブロックに分け、在宅療養ブロック連携拠点を設置し、各地域内の病院に業務を委託しています。それぞれの連携拠点は在宅医療に関わる専門職からの相談窓口を設置しています。また、ブロック多職種連携研修会を企画します。
	北ブロック）聖ヨゼフ病院
	中央ブロック）衣笠病院
	西南ブロック）横須賀市立市民病院
	東ブロック）よこすか浦賀病院
在宅療養センター連携拠点の設置	市全体の在宅療養連携体制を構築・推進するため、在宅療養センター連携拠点を設置し、横須賀市医師会（かもめ広場）にセンター連携拠点業務を委託しています。開業医対象の在宅医療に係るセミナーを開催するほか、広報啓発活動、病院との協力体制づくりや、患者が急変した場合などに病院が入院を受けてくれる、病院と診療所の連携体制（病診連携）の仕組みづくりに取り組んでいます。

【ほっとかん（横須賀市福祉の総合相談窓口）の設置】

子育て、生活の苦しさ、障害など、困っていることや不安がいろいろあるけれど、どこに相談に行ったらわからない方の総合相談窓口です。窓口や電話相談以外にLINEでも相談を受けています。

ほっとかん(福祉の総合相談窓口)

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2610/hottokan/hottokan.html>

時 間：平日の8：30～17：00（土日祝日・年末年始を除く）

電 話：046-822-9613 FAX：046-827-8158

LINE：（相談受付は24時間）

友達追加はこちらから⇒

「福祉」→「よこすか福祉LINE相談」からご相談ください。



（ほっとかん）



（LINE）

コラム

地域包括ケアシステムについて

市では、「いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」の実現を目指し、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

地域包括ケアシステムとは、高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続していくため、介護保険制度によるサービスだけでなく、その他の多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援するシステムのことです。地域包括ケアシステムにおいては、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供されます。

横須賀市が目指す「地域包括ケアシステム」の姿



また市は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「狭間のニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とした重層的支援体制整備事業を令和7年度(2025年度)より開始します。

詳細は、

横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)

をご覧ください。



(5) がんに対する理解の促進

平成28年(2016年)12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」とされています。

学校におけるがん教育だけでなく、がんに対する「偏見」の払拭や健康についての啓発につながるよう、大人もがんに対する正しい知識を得る機会を設ける必要があります。

① がん教育の推進

【国の取り組み】

平成28年(2016年)のがん対策基本法の改正を受け、学校におけるがん教育は学習指導要領に盛り込まれ、令和4年度(2022年度)までに小学校から高等学校まで全面实施されるようになりました。

がん教育の目標を

①がんについて正しく理解することができるようにする

②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

とし、がんが身近な病気であることやがんの予防、早期発見・検診等について関心を持ち、正しい知識を身につけ、適切に対処できる実践力を育成すること、また、がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資すること、更に、がんについて学んだことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成することを掲げています。

教科用図書におけるがんの取扱い例『厚生労働省 第83回がん対策推進協議会資料より』 ＜学研教育みらい「みんなの保健」(小学校)＞

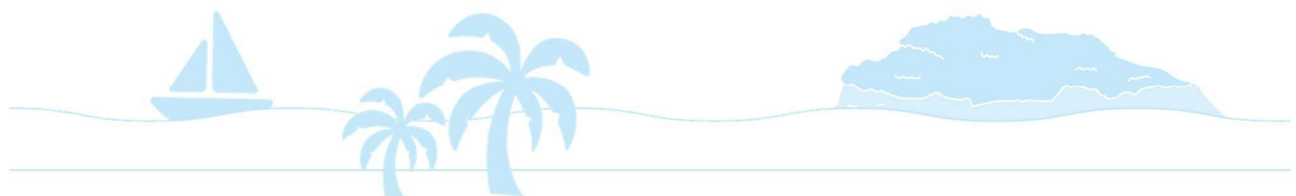
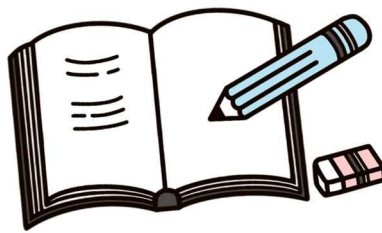
教科用図書におけるがんの取扱い例『厚生労働省 第83回がん対策推進協議会資料より』
＜学研教育みらい「みんなの保健」(小学校)＞

47

44

学校におけるがん教育の変遷

年月	内容	
平成24年6月	第2期がん対策推進基本計画策定	「子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする」と記載
平成28年12月	がん対策基本法改正	第23条 「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがん教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする」と記載
平成29年3月	学習指導要領改訂（小中学校）	小学校：解説に「喫煙を長く続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする」と記載 中学校：内容の取扱いに「がんについても取り扱うものとする」と記載
平成30年3月	学習指導要領改訂（高等学校）	内容の取扱いに 「がんについても取り扱うものとする。」と記載
令和2年度	小学校においてがん教育全面实施	
令和3年度	中学校においてがん教育が必修化	
令和4年度	高等学校においてがん教育が必修化	



【県の取り組み】

神奈川県教育委員会は、「神奈川県がん教育ガイドライン」に基づき、県内の小・中・高・中等教育・義務教育学校における、外部講師を活用したがん教育の授業を推進するとともに、がん教育外部講師育成に取り組んでいます。

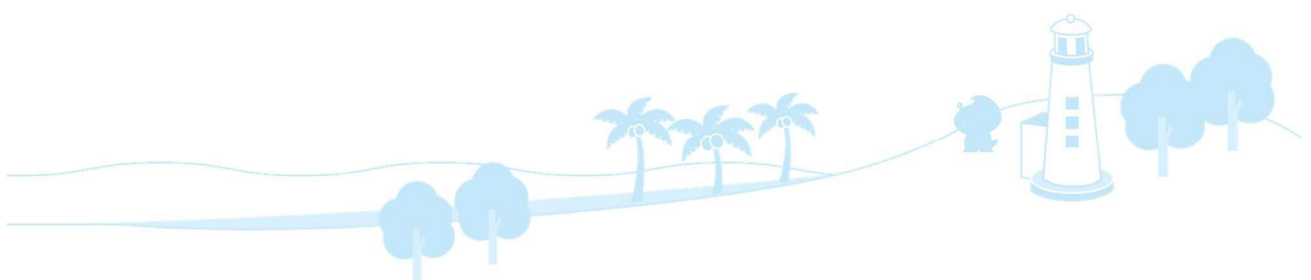
【市の取り組み】

- ・指導者養成のために神奈川県教育委員会の「がん教育指導者研修講座」に教職員を派遣。令和5年度(2023年度)までに中学校保健体育科教員(約60名)全員の受講が完了しました。
- ・令和2年度(2020年度)以降、県の事業を活用し、外部講師を活用したがん教育授業を実施しています。(令和5年度(2023年度)までに6校で実施)。
- ・横須賀市がん克服条例に基づく中学2年生のピロリ菌対策事業に協力しています。

今後も、条例趣旨に則り、学習指導要領に基づく、がん教育の充実に着実に取り組んで参ります。

外部講師によるがん教育事業の実績

令和4年度	
10月18日	横須賀市立 長井中学校
11月29日	神奈川県立 横須賀南高等学校 福祉科
令和5年度	
10月26日	横須賀市立 久里浜中学校
11月13日	横須賀市立 追浜中学校
11月21日	神奈川県立 横須賀南高等学校 福祉科
12月 8日	横須賀市立 北下浦小学校



② がんに関する知識の普及啓発

国民全体が、がん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識し、正しい理解を持つことが重要です。また、事業主や医療保険者が、がん検診やがん治療と仕事の両立に関する正しい知識を得ることが求められています。このため、がんと仕事の両立を支援する仕組みづくりが進められています。

ア) 国の取り組み

国は、平成21年度(2009年度)から職場におけるがんに関する知識の普及啓発として、「がん対策推進企業等連携事業(がん対策推進企業アクション)」を実施しています。

この事業では、職域におけるがん検診受診率向上を企業連携で推進していくことで、“がん”と前向きに取り組む社会気運を醸成し、企業が率先して「がん検診受診」の大切さを呼びかけることにより、国が掲げる「受診率60%以上」の目標達成をめざしています。令和6年(2024年)7月現在約5,500の企業・団体がこのプロジェクトに登録しています。

厚生労働省 がん対策推進企業アクションホームページ

<https://www.gankenshin50.mhlw.go.jp/about/philosophy.html>



イ) 民間団体の活動

民間の立場で「がんで苦しむ人や悲しむ人をなくしたい」という思いを胸に多くの団体ががん対策に取り組んでいます。

日本対がん協会 <https://www.jcancer.jp/>

昭和33年(1958年)設立。がん予防・がん検診の推進、がん患者やその家族の支援、がんの正しい知識の普及啓発を活動の柱としてがんで苦しむ人や悲しむ人を1人でもなくすことを目的に活動しています。

<がん相談ホットライン>

電話：03-3541-7830 10:00～13:00、15:00～18:00(年末年始を除く)



神奈川県がん患者団体連合会 <https://www.kanagawa-kenganren.jp/>

神奈川県内のがん患者会の連合組織。ピアサポートとがん教育を実施。がん教育は神奈川県と協働し、2023年は小中高合わせて31校(74コマ)を実施。多様な経験談を提供し、命の大切さ、共生を伝えています。



がんと働く応援団 <https://www.gh-ouendan.com/>

がんという予期せぬライフイベントに直面した人が生活・就労を無理なく両立できる社会を目指し活動する一般社団法人です。がん防災マニュアルの提供や企業向け研修、オンライン相談も実施しています。令和3年度(2021年度)の「がん対策推進優良企業」にも選ばれました。



ウ) 市の取り組み

市は、がん検診の受診率向上に向け、主に市民を対象に、がんに関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

令和5年度(2023年度)実績

事業名	開催日	テーマ	主催
市民健診講演会	10月 7日(土)	予防できるがんを知ろう	横須賀市 横須賀市医師会 かながわ健康財団
健康フェスタ 2023 In久里浜	8月26日(土) ～27日(日)	市民健診啓発 乳がんセルフチェック体験	横須賀市 イオンリテール(株) 東京大学高齢社会総合研究機構 (I0G)
ピンクリボン よこすか講演会	5月14日(日)	乳がんなんてこわくない！早期発見 でハッピースマイル	横須賀ロータリークラブ 共催：ピンクリボンかながわ 乳がん予防医学推進協会 後援：横須賀市 横須賀市医師会
医療・がん セミナー	9月13日(水)	検診受診・早期発見の重要性	明治安田生命保険相互会社 共催：横須賀市
市民公開講座	11月18日(土)	前立腺がんなどの泌尿器科疾患に ついての講演	神奈川ウロロジー医会 横須賀市医師会 横須賀市泌尿器科医会 アステラス製薬(株) 後援：横須賀市

エ) がん診療連携拠点病院（横須賀共済病院）の取り組み

市内のがん診療連携拠点病院である横須賀共済病院では、毎年市民公開講座や医療従事者研修会を開催しています。

令和5年度(2023年度)の取り組み実績

事業名	開催日	テーマ
市民公開講座	12月 2日(土)	内視鏡手術とロボット手術
医療従事者研修会	3月 5日(火)	外来で薬物療法を受ける患者の支援について
緩和ケア研修会	12月10日(日)	三浦半島地域がんに関わる医療従事者向け 緩和ケアの基本的な知識を習得のための研修

市は今後も、市民ががんに関する正しい知識を身につけ、がん予防につながる生活習慣を自ら選択し、がんの早期発見・早期治療のため、定期的ながん検診の受診を継続できるよう、がんの知識の普及啓発及びがん検診の受診勧奨に取り組んで参ります。